

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
6年 6月 30日	
(あて先) 豊中市長	
提出者 住 所 大阪府高槻市萩之庄2-6-12 氏 名 三大建設株式会社 代表取締役 谷田 泰子 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 072-682-2310	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	豊中市管轄内事業場
事業場の所在地	豊中市管轄区域内
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	6：総合建設業
②事業の規模	資本金 8000万円
③従業員数	15名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリート破片
	排出量	400 t	1086.56 t
	（これまでに実施した取組） 現場で発生したアスコン破片、コンクリート破片は再生処理業者に委託し現場で再利用している。 その他は、分別を徹底し再生処理業者に委託したり、売却出来るものは売却し廃棄物の排出抑制に努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリート破片
	排出量	0 t	270 t
	（今後実施する予定の取組） 上記、現状の取組みを維持することに加え、仕入先に対し材料などの包装を簡素化し梱包材を最小限にするよう推進していく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類をアスコン破片、コンクリート破片は出来る極力な限り分別し搬出している。管理型建設系混合物はダンボール、木くず、廃プラスチック類に各々分別している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記、実施している分別を継続していく。 また、分別に関する社員教育を継続的に行い、環境問題への理解や認識を高める。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

アスコン破片	木くず		
195.79 t	1.65 t	t	t

②計画

アスコン破片	木くず	管理型建設系混合廃棄物	
170 t	4 t	32 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリート破片
	全 処 理 委 託 量	400 t	1086.56 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	1086.56 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	再生利用業者で処分委託した材料で路盤材の購入再利用		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

アスコン破片	木くず		
195.79 t	1.65 t	t	t
t	t	t	t
195.79 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリート破片
	全 処 理 委 託 量	t	270 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	270 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 昨年同様に、再生利用業者で処分委託した材料で路盤材の購入再利用		
※事務処理欄			

②計画

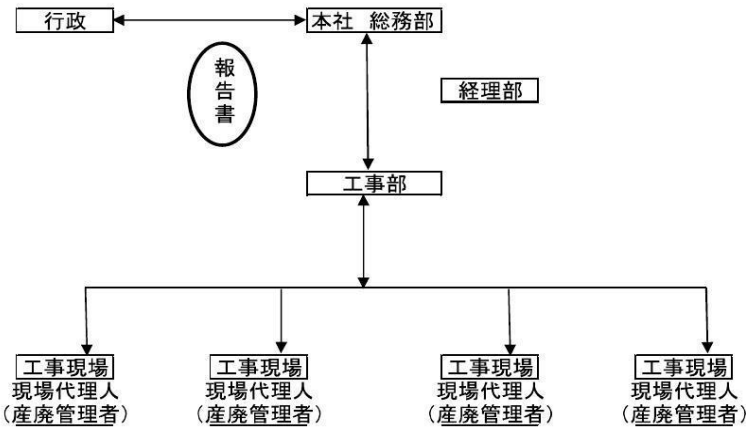
アスコン破片	木くず	管理型建設系混合廃棄物
170 t	4 t	32 t
t	t	t
170 t	t	t
t	t	t
t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



各部の役割	
本社総務部	①社員への廃棄物処理法・建設リサイクル法の教育。廃棄物の適正処理の指導 ②産業廃棄物の処分会社・収集運搬会社の選定及び二者契約の締結 ③廃棄物の処分量の集計及び工事現場から処理業者へと適正処理が行なわれているかのチェック ④マニフェスト伝票の管理と保存 ⑤役所への報告書の作成及び提出
経理部	①廃棄物の種類と排出量のチェック ②廃棄物処分会社への代金の支払い ③総務部への廃棄物が適正処理されている事の報告
工事部（現場代理人）	①廃棄物発生時の分別の徹底と二者契約している処理業者への持ち込みなど作業員への教育、指導 ②マニフェスト伝票の発行及び管理 ③委託会社（収集運搬会社、処分会社）が排出した廃棄物が契約通り適正に処理されているか追跡調査及び訪問 ④廃棄物の種類及び排出量のチェック